

令和 8 年第 3 回川崎市議会定例会

請 願 陳 情 文 書 表

(その 2)

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
41	8. 10. 2	川崎市宮前区宮崎二丁目におけるマンション 建設計画に関する請願	宮前区在住者 ほか 20 名	石 田 康 博 押 本 吉 司 工 藤 礼 子 石 川 建 二 高 戸 友 子 吉 沢 章 子 月 本 琢 也 三 浦 恵 美	1 事業者に対し、建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の目的及び川崎市ワンルーム形式集合住宅等建築指導要領に基づき、本計画の見直し（住戸数の削減等）を市として働きかけること。 2 事業者に対し、要綱の基準に適合していない計画事項について、速やかな是正を指導すること。 3 事業者に対し、当該マンションの事業形態・管理責任を明確にし、近隣住民が安心して暮らすことのできる住環境の確保に向けた努力とその内容を近隣住民に対して十分に説明するよう、市として指導すること。 4 要綱について、他都市の条例化事例も踏まえ、罰則規定を伴う条例化の検討を早急に進めること。	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
42	8. 10. 6	川崎市健康福祉局及び 社会福祉法人らぽおる の樹が、役職保全と組 織防衛を重んじるあま り、結果として公益性 及び利用者保護に相反 する力として作用して いることを指摘する請 願	横浜市保土ヶ谷区在 住者	井 口 真 美	社会福祉法人らぽおるの樹については、行政処分及び返還金等、労務管理上の問題など法人統治及び利用者保護に関わる重要な問題が重なっており、これまで同法人の業務執行理事として、法人内部の会計処理等について問題提起を行ってきた。 また、健康福祉局に対して、同法人の運営実態及び同局の指導監査のあり方について、継続的に意見、要望、問題提起を行ってきた。 本請願が求めるのは、社会福祉法人としての公益性、利用者保護等に加えて、健康福祉局の指導監査の実効性について、具体的事実及び記録に基づいて審査することであり、市議会には、これらの指摘について、議会としての結論を示していただきたい。	健康福祉 委員会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
164	8. 9. 10	非営利団体が運営する 学童保育に補助金交付 を求める陳情	宮前区 自主共同花の台学童保育 ホール運営委員会代表	児童福祉法等に基づき、放課後児童健全育成事業の届出を行 い、川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関す る基準条例を遵守して運営する非営利団体に対して、国が規 定する子ども・子育て支援交付金を交付してください。	文教委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
165	8. 10. 2	持ち主の分からない私道の舗装と水道管の更新を市が行うことを求める陳情	多摩区在住者 ほか 15名	私たちが住んでいる住宅に面する道路は、開発時から私道であり、現在の登記簿では東京都内の会社名義となっています。開発されてから45年近く経過し、道路はとても傷んでおり、水道管も老朽化しているはずで、いつ破裂するか分からない状態です。 これは当然所有者が直すべきものですが、登記簿に記されている会社は既になく、道路公園センターからは道路を使用している者が、私道舗装助成制度を使って補助を受け、直すことができるという話をいただきました。しかし、私たちにそんな大金は出すことはできません。 道路は公共のものです。このように所有者も分からず、どんどん傷んでいくのを放置するのは、市民の安全を脅かすものだと思います。議会の皆様が制度を改め、所有者のわからない道路の整備を市が行って、市民の安全を守るように強く働きかけていただきますように陳情いたします。	まちづくり委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
166	8. 10. 5	28万人が利用する川崎市民プラザの令和8年度末利用終了を必要最小限の安全確保実施により継続利用を求める陳情	宮前区 川崎市民プラザを存続させる会 ほか 1 団体	市は川崎市民プラザについて、耐震補強工事等を実施せず、安全確保が困難であるとして現施設の利用終了を公表しました。しかしながら、新たな施設の整備の見通しが具体化するまでの間、大規模な耐震補強及び修繕を前提とすることなく、必要最小限の安全対策により継続利用が可能か検討し、年間28万人に及ぶ利用者への影響を最小限とするよう、積極的な対応を願い、陳情いたします。	文教委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
167	8. 10. 6	市における民泊の適正運営及び防犯対策の強化に関する陳情	宮前区在住者	市内の民泊（住宅宿泊事業）は、事業を始める際に市への届出が必要ですが、届出を受理した後、実際に適正な運営が続けられているかどうかを継続的に確認する仕組みが十分ではありません。防犯及び住民の安全・安心を確保する観点から、次の対策を求めます。 1 届出を受理した後も、少なくとも年1回を目安に、担当職員による巡回等を通じて、営業実態を確認する仕組みを設けること。 2 法令上、既に義務付けられている宿泊者名簿の適正な管理について、その実施状況を市が確認する体制を整えるとともに、事件発生時に警察等が迅速に確認できるよう情報共有の手順を明確にすること。 3 届出施設の情報（届出番号・所在地・事業者名簿）をウェブサイト等で住民に公表するとともに、宿泊者への地域ルールの説明を多言語で行うよう事業者を指導すること。 4 民泊・旅館業に関する専用の相談・通報窓口（直通ダイヤル等）を設置し、その連絡先を分かりやすく周知すること。	総務委員会